

報道関係者 各位

令和5年5月17日(水)

【照会先】

三重労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 横田 健一

課長補佐 中谷淳之介

TEL 059(226)2107

令和4年熱中症による死亡者2人！

「熱中症予防は、夏になる前から始めましょう」

昨年、三重県内では、4年ぶりに労働災害による熱中症の死亡災害が発生し、2名が亡くなり、休業4日以上の子傷者数も前年に比べて増加し8人(+60%)となりました。

三重労働局(局長 金尾文敬)は、関係機関、労働災害防止団体等と連携し、あらゆる機会を捉えて、熱中症予防のための周知・啓発を行います。

1 熱中症による労働災害の発生状況【資料1】

令和4年に三重県内で発生した労働災害による死亡者9人のうち、2人が熱中症によるものでした。

また、過去5年間(平成30年~令和4年)に発生した熱中症による労働災害をみると、暑さに慣れていない5月から発生が認められます。

業種別では、建設業に関わらず、様々な業種で発生しています。

2 熱中症予防に向けた取組【資料2・3・4】

三重労働局は、本年度からスタートした第14次労働災害防止計画(2023年度~2027年度)の重点に位置付け、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」(実施期間:令和5年5月~9月・重点取組期間:7月)を展開しています。

本年は、以下の事項を重点に置き、三重労働局のホームページに特設ページを設けるなど、周知、啓発を進めています。

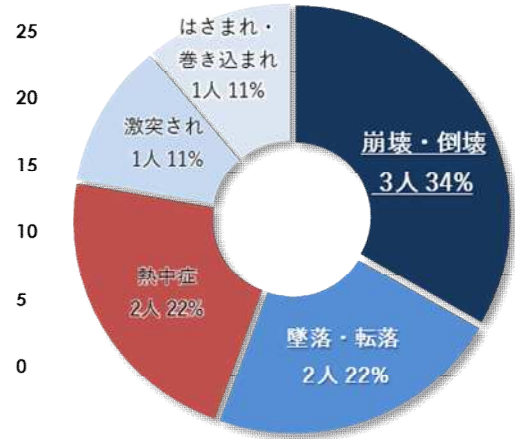
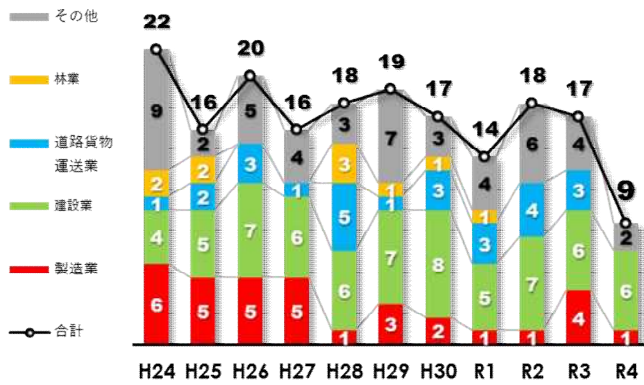
暑さ指数(WBGT)の把握、その値に応じた熱中症予防対策の実施
作業管理者及び労働者に対し、あらかじめ労働衛生教育を実施
管理体制を整備し、発症時・緊急時の措置の実施

三重労働局ホームページ「熱中症特設ページ」URL

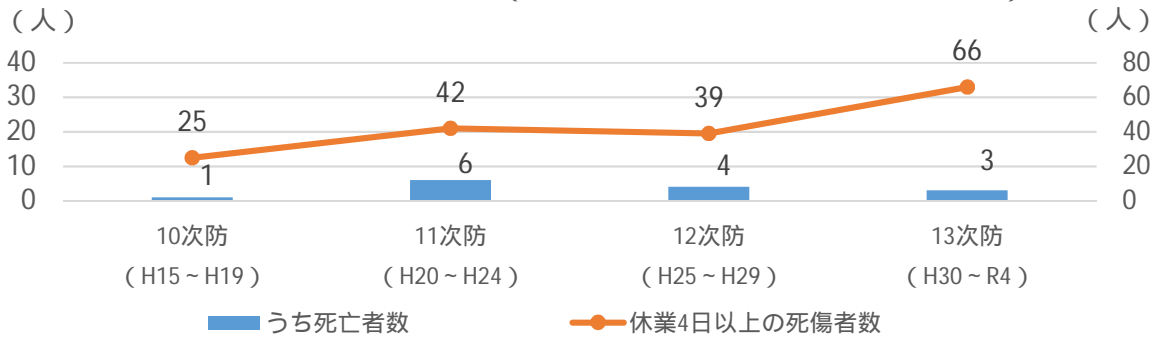
https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/stop_neccyusyo_mie.html

令和 4 年死亡災害発生状況【事故の型別】

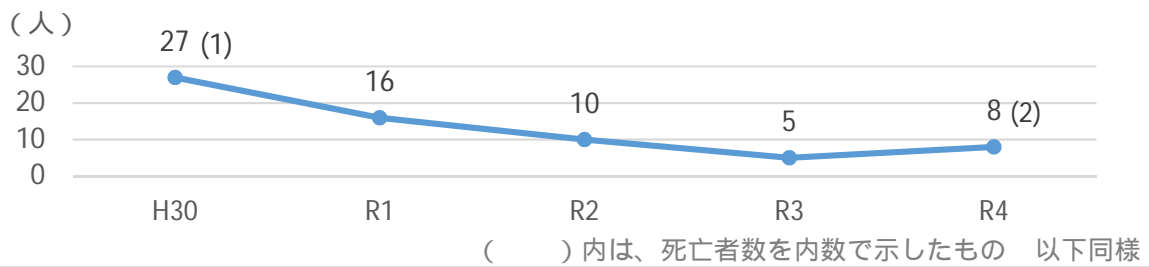
業種別・死亡災害の推移



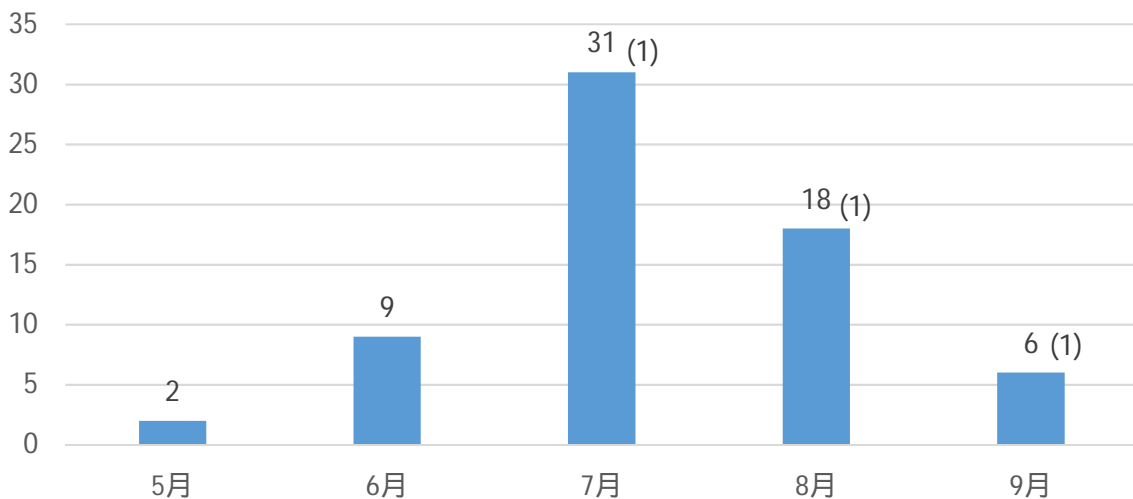
熱中症による労働災害の推移（災防期間別・休業4日以上之死傷者数）

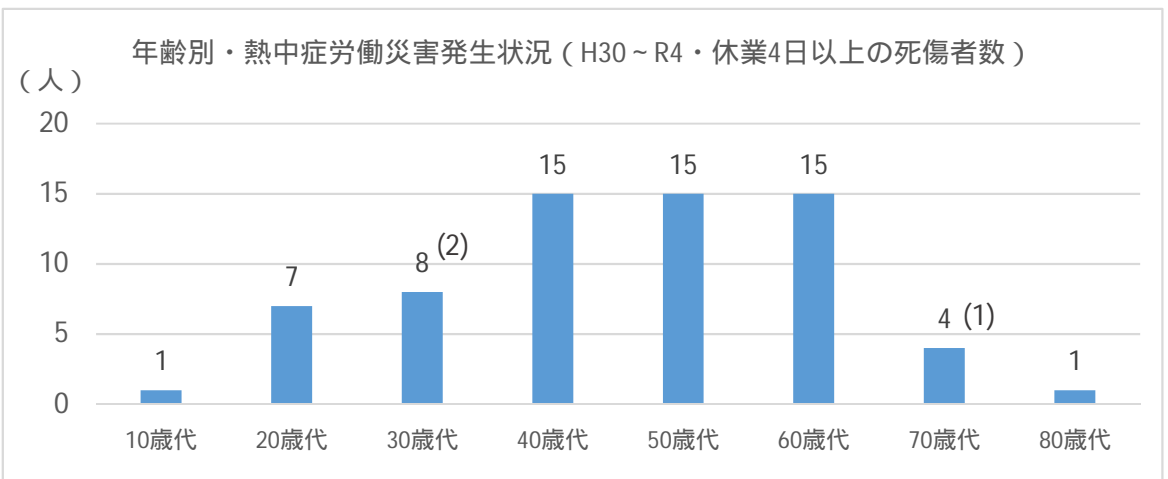
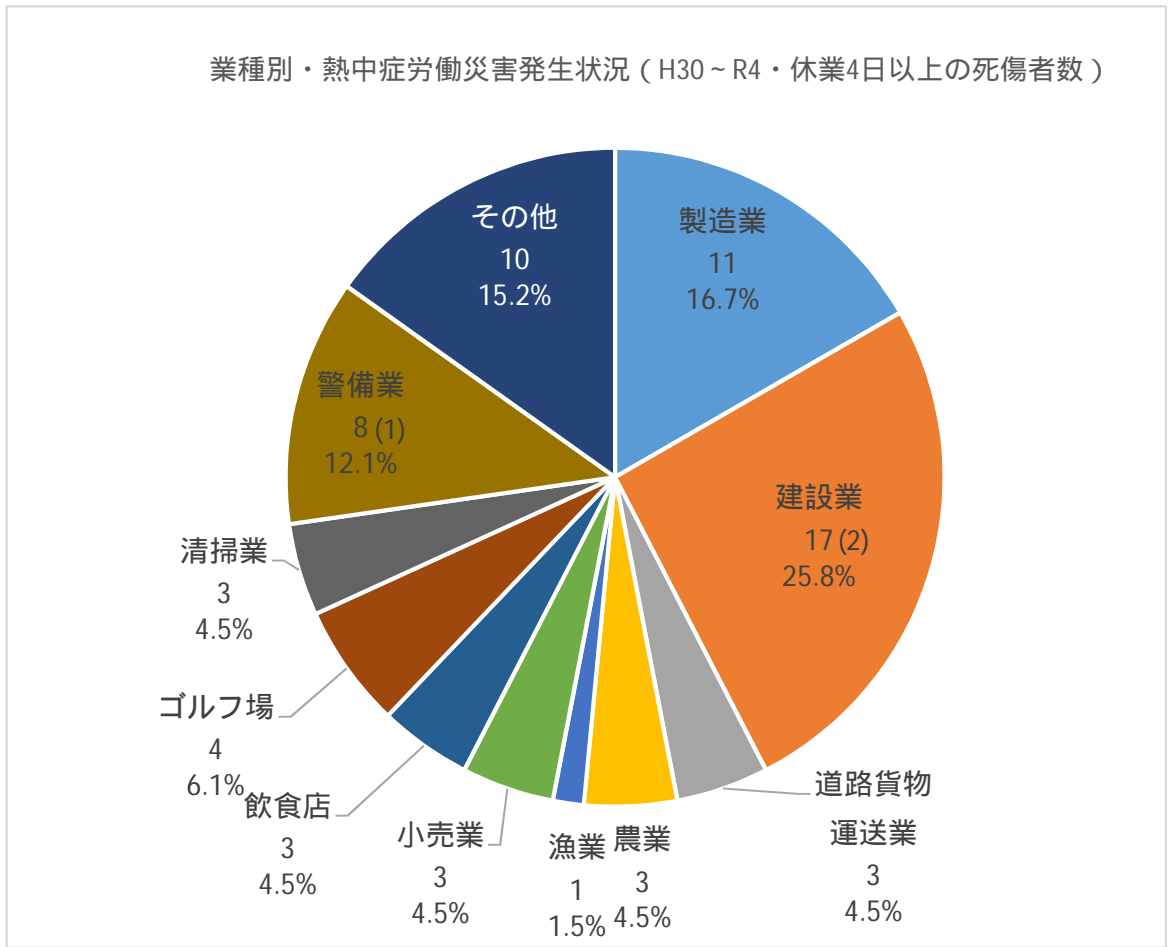
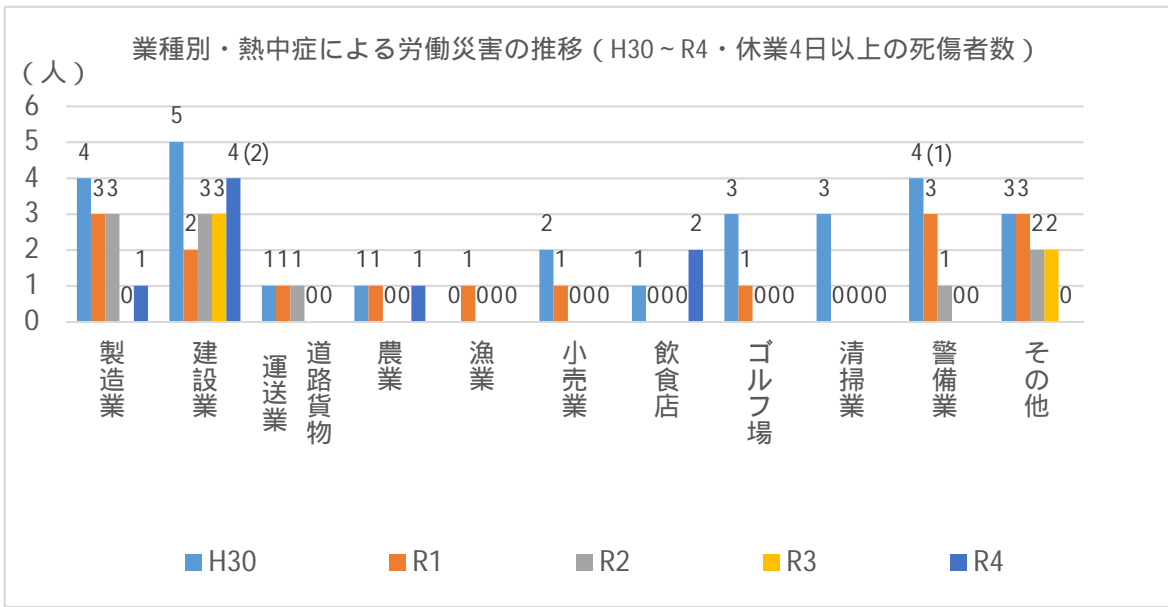


熱中症による労働災害の推移（H30~R4・休業4日以上之死傷者数）



月別・熱中症労働災害発生状況（H30~R4・休業4日以上之死傷者数）





三重労働局

第 1 4 次労働災害防止計画

～死亡災害ゼロ・アンダー2,000を目指して～

計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要となります。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められます。

昨今の経済情勢及び雇用情勢は、依然として厳しく、中小事業場の安全衛生対策の遅れも懸念されますが、それをやむを得ないとせず、事業者にとって、安全衛生対策に取り組むことが企業経営や人材確保・育成の観点からプラスになるとの理解を進めるとともに、安全衛生対策に取り組む企業が社会的にも評価される環境を整備することにより、主体的かつ自発的な安全衛生管理活動を促進・定着させ、誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現させなければなりません。

計画の期間

2023 年度から 2027 年度までの 5 か年間

計画の指標及び目標

関係者等が一体となって、「計画の重点事項」に取り組み、「指標」及び「目標」の達成を目指す。

死亡者数及び死傷者数の実績値は、2018 年から 2022 年までの 5 年間で第 13 次労働災害防止計画期間中(以下「13 次防期間中」という。)とし、2023 年から 2027 年までの 5 年間で第 14 次労働災害防止計画期間中(以下「14 次防期間中」という。)とします。

【指標と目標の考え方】

本計画において、事業者は、労働者の協力の下、「計画の重点事項」に取り組み、その成果を**指標**(アウトプット指標)として定め、三重労働局は、その達成を目指し、本計画の進捗状況を把握することとします。

また、**目標**(アウトカム指標)は、事業者が指標に定める事項を実施した結果として期待される事項であり、計画に定める取組事項の効果を検証します。

1 死亡災害

全産業について「死亡災害ゼロ」を目指し、14 次防期間中の死亡者数を 13 次防期間中と比較して **5%以上減少**させる。

【目標】：14 次防期間中の死亡者数を 71 人以下とする。

2 死傷災害

全産業について、死傷者数 2,000 人未満(「アンダー2,000」)を目指し、計画期間中の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに**減少**に転ずる。

【目標】：2022 年の 2,317 人を 2027 年に 2,316 以下に減少させる。

計画の重点事項

次の 1 から 5 までの 5 つの項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進します。

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発等

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- ・自主的な安全衛生活動、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進等

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」ではなく「**人的投資**」

労働者の**安全と健康を守る**

労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による**経済的損失を回避(軽減)**

人材の確保・育成を始めとする**組織の活性化、業績向上、(社会的)価値の向上**

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組むなど。

2 業種別の労働災害防止対策

(1) 製造業

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・危険性の高い機械設備の製造者、使用者がそれぞれにおいて**リスクアセスメント**を実施する。
- ・製造者は製造時の**残留リスク情報**の使用者への**提供**、使用者は労働者にその内容を**周知・教育**する。
- ・**機能安全の推進**により機械等の安全水準を向上させ、**合理的な代替措置による安全対策を推進**する。

指 標 (2027 年まで)

機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策として**リスクアセスメント**に取り組む事業場の割合を **70%以上**

目 標

製造業における 14 次防期間中の**死傷者数(機械災害)**を 13 次防期間中と比較して **5%以上減少**

(2) 建設業

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・墜落・転落のおそれのある箇所への**囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止器具を確実に使用する。**
- ・はしご・脚立等の安全な使用の徹底等を実施する。
- ・墜落・転落災害防止に関する**リスクアセスメント**を実施する。
- ・作業場所の**暑さ指数**を測定し、**屋根、休憩場所、通風・冷房設備**を設置する。
- ・騒音対策として、**作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等**を実施する。
- ・墜落災害防止強調月間（7月・12月）における墜落・転落防止の取り組みを推進する。

指 標（2027年まで）

墜落・転落災害防止に関し、**リスクアセスメント**に取り組む建設業の**事業場の割合**を2027年までに**85%以上**

目 標

建設業における14次防期間中の**死亡者数**を13次防期間中と比較して**15%以上減少**

(3) 道路貨物運送事業

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・「**荷役作業における安全ガイドライン**」、「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」、「**職場における腰痛予防対策指針**」に基づく取組を推進する。

「荷役5大災害」防止のポイント

1. トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

作業場所の高さに関わらず、必ず**保護帽を着用**すること。

2. トラック・荷台等での荷崩れによる災害

荷を積み込むとき、必ず**積荷の状態を確認**すること。

3. フォークリフト使用時における災害

フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められた**ルール(作業計画等)**に基づき適切に**行動**すること。

4. トラックの無人暴走による災害

トラックを降車するとき、必ず**逸走防止措置()**を行うこと。

()逸走防止措置： パーキングブレーキ、 エンジン停止、 ギアロック、 輪止め

5. トラック後退時における災害

後退誘導に係る**ルール(作業計画等)**を定め、後方確認ができる場合にのみ、**トラックを後退**させること。

指 標（2027年まで）

「道路貨物運送業における荷役作業における**安全ガイドライン**」に沿った**対策を講じる事業場**を**55%以上**

目 標

道路貨物運送業における14次防期間中の**死傷者数**を13次防期間中と比較して**5%以上減少**

(4) 林業

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・伐木等の際にはあらかじめ**待避場所を決めておき、伐倒する者以外の労働者を立ち入らせないようにする。**また、**立入禁止**について**縄張、標識等**で明示する。
- ・**連絡責任者を定め、緊急時の連絡体制を整備**する。
- ・チェーンソーを使用する際は、**下肢を保護する防護衣を着用**させる。
- ・かかり木処理について、**かかっている木を伐倒したり、かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させない。**

指 標（2027年まで）

「伐木等作業の**安全ガイドライン**」に基づく措置を実施する**林業の事業場の割合**を2022年と比較して**20ポイント以上増加**

目 標

林業における14次防期間中の**死傷者数**を13次防期間中と比較して**15%以上減少**

(5) 小売業

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・「**行動災害防止対策**」及び「**高齢労働者の労働災害防止対策**」に取り組む。

(6) 社会福祉施設

事業者に取り組んでもらいたいこと

・【作業に合った**腰痛予防対策**】

○**介護・看護**：身体負担軽減のための介護技術（**ノーリフトケア**）や介護機器等を導入する。

○**荷物取扱い**：人力による重量物の取扱いをできるだけ避け、**リフター**や**自動搬送装置**を使う、**重量物注意の警告表示**を行う。 等

指 標（2027年まで）

介護・看護作業において**ノーリフトケア**を導入している**事業場の割合**を2022年より**増加**

目 標（2027年まで）

社会福祉施設での**腰痛の死傷年千人率**を2022年と比較して**減少**

3 災害別の労働災害防止対策

(1) 墜落・転落災害

(2) 機械災害

(3) 爆発・火災の災害

(4) 交通労働災害

(5) 行動災害(労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進)

ア【転倒災害】

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして、極めて**高い発生率**となっており、対策を講ずべき**リスク**であることを**認識**する。
- ・転倒しにくい環境づくり(段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等の**ハード対策**)と併せて、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応(転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等の**ソフト対策**)に取り組む。
- ・特に第三次産業において、注意喚起をしておくことで防げた災害も多いことから、**パート・アルバイトの労働者も含めて安全衛生教育**を着実に**実施**する。

指 標 (2027 年まで)

- 転倒防止(ハード・ソフト両面からの**対策**)に取り組む**事業場の割合を 50%以上**
- 第三次産業における**正社員以外への安全衛生教育の実施率を 20 ポイント以上増加**

目 標 (2027 年まで)

- 転倒の**死傷年千人率**を 2022 年と比較して**増加に歯止め**
- 転倒による**平均休業見込日数**を **40 日以下**

イ【腰痛災害】

腰痛災害は、**陸上貨物運送事業、保健衛生業**で多発しており、職場復帰まで長い期間がかかるほか、経験年数の短い労働者も被災している。「**職場における腰痛予防対策指針**」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。(目標は社会福祉施設と同じ)

(6) 高齢労働者の災害

事業者に取り組んでもらいたいこと

・エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策

1. **安全衛生管理体制の確立等**
(経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施)
2. **職場環境の改善**
(身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫)
3. **高齢労働者の健康や体力の状況の把握**
(健康測定等により、事業者、高齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握)
4. **高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応**
(把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組)
5. **安全衛生教育**
(写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練)

指 標 (2027 年まで)

「**エイジフレンドリーガイドライン**」に沿った対策を講じる**事業場の割合を 50%以上**

目 標 (2027 年まで)

60 歳以上の**高齢労働者の死傷年千人率**を 2022 年と比較して**増加に歯止め**

(7) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の災害

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定)や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月最終改定)に基づく労働者の安全と衛生を確保する。
- ・**外国人労働者への安全衛生教育や健康管理を実施**する。
外国人労働者が、内容を確実に**理解できる方法で行う**。(母国語や視聴覚教材の使用)
使用させる機械等、原材料等の**危険有害性**や**取扱方法**を確実に**理解**させる。
標識、掲示及び表示等に**図解**を用いるとか、**母国語**で注意喚起語を**表示**する。等

指 標 (2027 年まで)

外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止教育を行っている**事業場の割合を 50%以上**

目 標 (2027 年まで)

外国人労働者の**死傷年千人率**を 4.0 以下

4 労働者の健康確保対策

(1) メンタルヘルス対策

(2) 過重労働対策

(3) 産業保健活動の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと

- **メンタルヘルス対策**
 - ・ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに**集団分析**を行い、**職場環境の改善**を実施する。
 - ・**職場のハラスメント防止対策**に取り組む。
- **過重労働対策**
 - ・**長時間労働者への医師による面接指導**や、産業保健スタッフ(保健師、看護師等)による**相談支援**を受けるよう**勧奨**する 他。
- **産業保健活動の推進**
 - ・事業場の状況に応じて必要な**産業保健活動**を実施する。
 - ・**治療と仕事の両立**において、支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、**職場環境の整備**や**両立支援コーディネーター**を活用した円滑な**支援**を図る。

指標 (2027 年まで、一部 2025 年まで)

- **メンタルヘルス対策**に取り組む **50 人未満の事業場の割合を 70%以上**
- **50 人未満の事業場のストレスチェック実施の割合を 40%以上**
- 年次有給休暇の取得率を **70%以上**(2025 年まで)
- 勤務間インターバル制度の**導入を促進**する(2025 年まで)
- 必要な産業保健サービスの**提供を促進**

目標

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、**ストレス**があるとする**労働者の割合**を 2027 年までに**減少**
最も時間外・休日労働の多い労働者の時間外・休日労働時間数が**月 80 時間を超える事業場の割合**を 2025 年までに **10%以下**
労働者の健康障害全般を予防し、**健康診断有所見率等の改善**

5 化学物質等による健康障害防止対策

(1) 化学物質対策

事業者に取り組んでもらいたいこと

従来の個別規制に加えて、国による GHS 分類で危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、

- ・ **危険性・有害性の情報を伝達 (譲渡・提供時のラベル表示・SDS 表示)** する。
* SDS には、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」も記載
- ・ **リスクアセスメントを実施** (製造・取り扱い時) する。
- ・ 労働者が吸入する**濃度**を国が定める**濃度基準値以下に管理**する。
- ・ 薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐため、労働者に**保護眼鏡、保護手袋等**を使用する。

指標 (2023 年と比較して)

危険性又は有害性が把握されている化学物質のうち、

義務対象となっていない物質について、**ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合**を、2025 年までに、**ラベル表示を 10 ポイント以上、SDS 交付を 5 ポイント以上増加**

義務対象となっていない物質について、**リスクアセスメントを行っている事業場の割合**を 2025 年までに **10 ポイント以上増加**及びリスクアセスメントの結果により労働者の危険又は健康障害を防止する**必要な措置**をしている**事業場の割合**を 2027 年までに **10 ポイント以上増加**

目標

14 次防期間中の化学物質の性状に関連の強い**死傷者数** (有害物等との接触、爆発、火災によるもの)を 13 次防期間中と比較して **5%以上減少**

(2) 石綿・粉じん対策

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・ **建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者等**による**事前調査 (*)**を確実に実施し、**調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策**を講じる。 * 令和 5 年 10 月施行 (工作物の事前調査は令和 8 年 1 月施行)
- ・ 第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき、**呼吸用保護具**の適正な**選択及び使用の徹底**等による自主的取組を推進する。

(3) 熱中症、騒音対策

事業者に取り組んでもらいたいこと (・熱中症対策)

作業場所の**暑さ指数(WBGT 値)**を測定し、暑さ指数低減のために**屋根、休憩場所、通風・冷房設備**を設置する。あらかじめ**労働衛生教育**を行い、管理体制を整え、**発症時・緊急時の措置**を確認、**周知**する。
労働者に日常の**健康管理**の意識付け、**暑熱順化**、定期的に**水分・塩分**を摂取、**異変**を感じたら躊躇なく周囲の者に**申し出**をさせる。

指標 (2027 年まで)

熱中症災害防止のために**暑さ指数**を把握し活用している**事業場の割合**を 2022 年と比較して**増加**

目標

14 次防期間中の**熱中症**による**死傷者数**を 13 次防期間中と比較して**減少**

事業者に取り組んでもらいたいこと (・騒音対策)

作業場の**騒音レベル**を評価し、**騒音源の低騒音化・除去**のほか、**遮音**などの対策を実施する。
必要かつ十分な遮音値の**聴覚保護具**を労働者に**着用**させる。
半年以内ごとに 1 回 (雇入れの際または配置替えの際に)、**健康診断**を実施する。

(4) 電離放射線対策

事業者に取り組んでもらいたいこと

医療従事者の**被ばく線量管理**と**被ばく低減対策**の取組を推進するほか、被ばく線量の測定結果の記録等の保存を徹底する。

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和 5 年 3 月 3 日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業 4 日以上の死傷者 805 人、うち死亡者は 28 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業 172 件、製造業 144 件となっており、全体の約 4 割がこれら 2 つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知することなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和 5 年 5 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

なお、令和 5 年 4 月を準備期間とし、令和 5 年 7 月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

- 4 協賛
公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会
- 5 後援（予定）
関係省庁
- 6 主唱者及び協賛者等による連携
各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施
- 7 主唱者の実施事項
 - (1) 厚生労働省の実施事項
 - ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布
 - イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介
 - (イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
 - ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
 - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
 - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
 - (2) 各労働災害防止協会等の実施事項
 - ア 会員事業場等への周知啓発
 - イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
 - ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
 - エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
 - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 8 協賛者の実施事項
 - (1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進
 - (2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 9 各事業場における重点実施事項
期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。
 - (1) 準備期間中
 - 暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10の（1）のア）
 - 作業計画の策定等（10の（1）のイ）
 - 緊急時の対応の事前確認等（10の（1）のク）
 - (2) キャンペーン期間中

暑さ指数（WBGT）の把握と評価（10の（2）のア及びイ）

作業環境管理（10の（2）のウ）

作業管理（10の（2）のエ）

健康管理（10の（2）のオ）

異常時の措置（10の（2）のキ）

（3）重点取組期間中

作業環境管理（10の（3）のア）

作業管理（10の（3）のイ）

異常時の措置（10の（3）のオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

（1）準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数（WBGT）が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等を考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表 1）を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表２）の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表３及び別紙表４に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、（１）から（３）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、（２）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

（２）キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、

直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ 暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

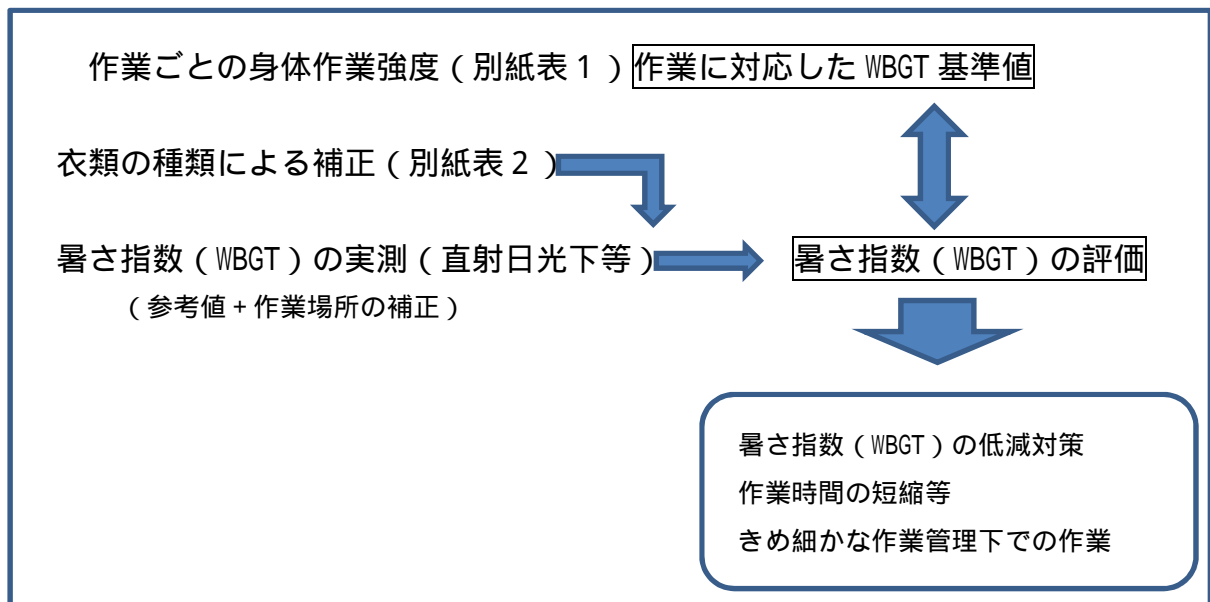


図 暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（１）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（１）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数 (WBGT) が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。

管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると 4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

熱に順化している状態	夏休み(4日間)				順化の喪失
	1	2	3	4	

暑熱順化ができていない場合には、特に(2)のエの(ア)に留意の上、作業を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

(エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数 (WBGT) が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー (流動性の

氷状飲料)などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経関係の疾患、
広範囲の皮膚疾患、 感冒等、 下痢等

(イ) 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

(1)のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却すること等により効果的な

体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。
- (イ) ウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減対策の実施状況を確認すること。
- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。
- (オ) 作業場所の暑さ指数 (WBGT) の把握と結果の評価を行うこと。
評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。
- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
- (キ) 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) のウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

- (ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数 (WBGT) の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数 (WBGT) に応じた作業の中断等を徹底する。
- (イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

(2) のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値	暑熱非順化者の WBGT 基準値
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ（釘）打ち、盛土]；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学 - WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価 - 暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3 (参考) 休憩時間の目安 : 暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値 ~ 1 程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2 程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3 程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

表2 衣類の組合せにより暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (-WBGT)

組合せ	コメント	暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	-	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。

注記3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
(2)	熱中症の予防方法*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・ 作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等） ・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・ 熱中症予防対策事例 	150分
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡網の作成及び周知 ・ 緊急時の救急措置 	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の災害事例 	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ指数（WBGT）の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の災害事例